

北九州市PTA協議会内規

北九州市PTA協議会役員選考委員会規定

(名称)

第1条 この会は、北九州市PTA協議会役員選考委員会(以下「委員会」という)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、北九州市PTA協議会会則第7条第2項に基づき、役員を選考を行うとともに、選考に際しては、各連合会の意向が反映され、かつ、北九州市PTAの代表にふさわしい公平な人選を目的として設置する。

(期限及び構成)

第3条 役員選考の為、総会前に委員会を設け、総会終了と同時にその任を終える。

2 委員は次のとおりとする

小P連代表(2) 中P連代表(2)

特支P連代表(1) 母親委員会代表(1)

小学校校長会長 中学校校長会長

特別支援学校校長会長 事務局長

3 校長会長及び事務局長を除く委員は、各連合会の推薦により会長が委嘱する。

4 校長会長及び事務局長を除く委員は、役員候補者となることができない。

(会議)

第4条 第1回の委員長は、協議会長が招集し、正副委員長を互選により選出する。

2 その後会議は、委員長のもとにすすめる。

(候補者の資格)

第5条 役員候補者は在学する児童・生徒の保護者(父母)とする。

(候補者の推薦)

第6条 委員会は、役員候補者の承諾を得たのち、理事会にはかり総会に推薦するものとする。

(改正)

第7条 この規定の改正は理事会にて行う。

(付則)

この規定は、昭和63年3月18日より実施する。

この規定は、平成9年4月24日より実施する。

この規定は、平成19年6月8日より実施する。